

## 令和4年度 第1回赤磐市教育委員会臨時会議事録

- 1 開会日時 令和4年7月1日（金） 午後5時30分
- 2 閉会時間 午後5時50分
- 3 会議場所 赤磐市立中央公民館 2階 教育長室
- 4 出席委員 教 育 長 土井原 康 文  
教育長職務代理者 大 崎 陽 二  
委 員 山 本 賢 昌  
委 員 平 松 由 香  
委 員 遠 藤 益 恵
- 5 説明者 教 育 次 長 有 馬 唯 常  
教育総務課長 金 島 正 樹  
中央学校給食  
センター所長 矢 部 寿
- 6 書 記 教 育 総 務 課 事  
副 参 卯 善 幸 子

## 議 事

### 1 議案の審議

公 開 赤磐市学校給食費等負担軽減対策補助金交付要綱の制定について

### 2 その他

※非公開の議事については、議事録は公開されません

○土井原教育長 それでは、予定しておりました時間が参りましたので、ただいまより令和4年度第1回赤磐市教育委員会臨時会を開会させていただきます。

委員の皆様全員出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。どうぞよろしく願いいたします。

本日臨時会の議事録に署名する委員として、山本委員を指名させていただきます。

また、議事録作成の職員として、教育総務課卯善副参事を指名させていただきます。どうぞよろしく願います。

続きまして、議事に移ります。

本日の会議に付議された案件は、(1)議案の審議、(2)その他についてでございます。

早速ですが、(1)議案の審議に移ります。

議案第11号赤磐市学校給食費等負担軽減対策補助金交付要綱の制定について事務局から説明を求めます。

○矢部所長 教育長。

○土井原教育長 はい、矢部所長。

○矢部所長 はい、説明いたします。

議案第11号赤磐市学校給食費等負担軽減対策補助金交付要綱の制定について。

赤磐市学校給食費等負担軽減対策補助金交付要綱を制定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和4年7月1日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

内容につきましては、資料の2ページから7ページとなります。

その中で、先に1点訂正させていただきます。

大変申し訳ないんですが、3ページの一番下にあります条項の第9条、「この要綱に定めるもののほか」の「要綱」の下に二重線が引いてありますが、この二重線のみ削除ということをお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

こちらの補助金につきましては、令和4年度の2学期及び3学期に赤磐市に在住する小学生及び中学生の給食費等につきまして、給食費を補助金の対象として市のほうからこれを支払うという内容であります。

以上です。

○土井原教育長 以上、事務局からの説明がございました。

1か所訂正というところがございますけれども、ご質問等、ご意見ありましたらお願いいたしますが。

○金島課長 教育長、1点補足を。

○土井原教育長 補足。

○金島課長 はい。

○土井原教育長 はい、金島課長。

○金島課長 はい、すいません、1点補足だけさせていただきます。

去る6月29日に、議会最終日において予算についても可決をいただいておりますので、その分、報告のほうをさせていただきます。

以上です。

○土井原教育長 議決をいただいているというふうなことでございました。

○山本委員 質問よろしいですか。

○土井原教育長 はい、質問、山本委員、どうぞ。

○山本委員 給食じゃなくてお弁当を持ってきて食べても、一応昼食時間が設けられた日だったら300円は出るということによろしいのでしょうか。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。

はい。おっしゃるとおりで、学校での昼食ということであれば、給食に準じて考えております。

以上です。

○土井原教育長 よろしいですか。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 ほかに。

○平松委員 はい。

○土井原教育長 平松委員。

○平松委員 はい、平松です。

そういたしましたら、給食費の集金は一旦して、それで親御さんに返すというイメージですか。直接赤磐市から給食のほうにお金が出るのではなくて、一旦集金したものを返しするということですか。

○矢部所長 はい、教育長。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。

原則としてはそういう流れで要綱のほうを作成しておりますが、第8条のところを見ていただきたいんですが、「赤磐市立学校の児童生徒の保護者は、本補助金に関する手続を赤磐市立中央学校給食センター所長に委任することができる」としてあります。それに続いて、「委任にあたっては市長に対して委任状を提出するものとする」というふうにしてあります。これを、夏休み明けといいますか、最初の集金の前に委任状を出していただくことで、給食センター所長が委任を受けて申請することができるということになります。これによりまして、まとめてといいますか、なるたけまとめて事前に概算請求ということで補助金を受けて、保護者のほうからは集金しないという方向で処理するように考えております。

以上です。

○金島課長 はい。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい。じゃあ、ちょっと簡単に補足させていただきます。

保護者の方に取りあえず負担をいただかないために、最初にこの補助金に関する事務を委任状を頂いて委任してもらおうと、給食センター所長に。それを一筆書いていただくいうか、それだけで保護者の方には一切負担がかかってこないというように事務手続を行っていかうと考えております。

以上です。

○土井原教育長 よろしいですか。

○平松委員 はい、分かりました。

○土井原教育長 ほかにはございません。

○大崎教育長職務代理者 はい。

○土井原教育長 大崎委員、どうぞ。

○大崎教育長職務代理者 今の話でいきますと、これ、要綱のほうを見ると、補助金を受け取りたい人は出して、それが認められたら補助金を受けられるという形なんですけれども、委任状を出して事務手続も一人一人ならんようにまとめてできるよいうことは、原則的には全員の児童・生徒が補助金を受けられるというふうに考えておけばええわけですね。

○矢部所長 はい。

○大崎教育長職務代理者 多分嫌じゃ言う人はおらんとするんで。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい、全員を対象に考えております。

以上です。

○山本委員 はい、質問いい……。

○土井原教育長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 質問なんですけど、赤磐市立学校の児童・生徒は何も払わなくていいんですけど、普通の岡山私立の小・中学校へ行ってる人は、一旦払ってそれを返してもらわんといかん、払った分に応じて補助金を後で受け取るということになりますね。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい。要綱の内容としては、赤磐市立の子どもたちと同じように、事前に概算請求で受け取るということも可能ではあります。ただ、あまり推奨したくはないです。

○土井原教育長 概算する。

○金島課長 はい。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、補足させてもらいます。

山本委員言われるとおり、普通の補助金の事務と同じようなことで、通常なら補助金申請をして、それに伴って実績、終わったときに実績報告して初めてそれを確認して補助金を支払うようになります。今さっき所長言われたのは、先に補助金申請をしていただいて、交付決定をいただいた時点で全額もしくは一部支払いができるようにもこの要綱はなっておりますので、そうやって赤磐市外の学校に行っている児童・生徒に対しては、そういうふうな事務手続を行っていければと思っております。

以上です。

○土井原教育長 ここにありますように、いわゆる赤磐市内の小・中学生ですから、先ほど山本委員が言われた私立、もちろん県立学校もございますので、そういったところに通学している子も対象になると。

ほかはよろしいでしょうか。

○山本委員 はい、あと、本当にどうでもいいんですけども。

○土井原教育長 はい。

- 山本委員 第2条の。
- 土井原教育長 第2条。
- 山本委員 (1)と(2)と(3)の後の空白と(4)の。
- 土井原教育長 (4)の空白ね。
- 山本委員 空白が、スペースが空き過ぎてるかと思います。
- 土井原教育長 最終のときには。
- 金島課長 はい、はい。
- 土井原教育長 金島課長。
- 金島課長 はい。公表する前にはその辺修正等させていただいて公表したいと思いません。
- 土井原教育長 ほか、何かお気づきの点とかございませんか、もう。
- 遠藤委員 はい。
- 土井原教育長 遠藤委員、どうぞ。
- 遠藤委員 はい。第3条の2のところですか、「保護者が他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を交付するものとする」という「補助金等」というのは、例えば具体的にはどういうものに当たるんですか。
- 土井原教育長 はい、矢部所長。
- 矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。
- 基本的には補助金とっておりますが、実質、例えば給食費というか昼食代といいますか、給食費を全然支払ってないような状況で、なおかつこの補助金を交付するというのはちょっと本題の趣旨から外れておりますんで、広く対応できるように、等ということで表現させていただいております。
- 以上です。
- 土井原教育長 遠藤委員、よろしいですか。
- 遠藤委員 はい。
- 山本委員 はい。
- 土井原教育長 山本委員。
- 山本委員 その「補助金等」、私が考えとったのは、就学援助の減免のことなんかなど思ったんですけど、そういうわけではないんです。
- 有馬教育次長 教育長。

○土井原教育長 はい、有馬次長。

○有馬教育次長 教育次長有馬です。

ここで言いますのは、補助金の二重での受け取りというのを防ぐためにこの条項を設けております。通常ですと、就学援助ということで学校給食の支援をしておるんですけども、そのような補助が今のところ想定されてますけども、その部分はこの2学期、3学期には支援しない方向で今考えています。こちらの制定します要綱のほうで全額支援という形になるんで、そのあたり二重に補助金を受けることのないようにということでこういう条項を盛り込んでおります。

○土井原教育長 よろしいでしょうか。

○山本委員 うん。

○土井原教育長 はい、大崎委員、どうぞ。

○大崎教育長職務代理者 はい、大崎です。

学校の現場におったときに、先ほど所長さん言われたように、給食費を払わない家がちょこちょこありました。ほんで、中には就学援助費で給食費をもらうとるはずのだからそれを自分ところの家の家計に入れて給食費を出さないという家もあったんですけども、このお金も各家庭に振り込まれるような形になりますわね。給食センターに給食費として振り込むような形じゃたらええんですけども、各家庭に振り込まれるような形になると、またもらったお金を自分ところの家のものにしてしもうて、給食費が全然出てこんというようなこともあり得るんかな思っちゃってちょっと今心配になったんですけども、その辺はどうなってますか。

○矢部所長 はい、教育長。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。

委任については、この補助金に関する手続ということで、振込先についても委任していただくということで、本人の口座に入らない、委任していただいた場合には、そういう方法を考えております。

○大崎教育長職務代理者 分かりました。もう10年ほど前に私は辞めとんですけど、実際に保護者の許可を得て、家じゃなくて学校のほうへ振込先をしてもらうて、教頭か誰かがそれを給食費のほうへ払い込んだりとか修学旅行費のほうへ入れたりしようんですけど、そんな感じで考えればええということですかね。結局できんところは、ただ就学援助の

ときにはなかなか強引にこれを書きなさいというわけにはいかなんだけれども、この場合じゃったら、委任するいうのを給食センターのほうで振り分けじゃねえけども考えてするいうことですから、そういう可能性のある家は直接的に給食費が出るような形にしていくというね。

○矢部所長 はい。

○土井原教育長 ですから、手続上は、保護者の財布からの出入りは一切ありません。保護者のする作業は、委任状を学校に出す、学校を通じてこちらに出す、分かりやすく言うと。

○大崎教育長職務代理者 ほんなら、好きなようにお金を使えないと。

○土井原教育長 もちろん、だから親のほうには渡りませんので。いわゆる将来的な部分の、給食の公会計化というのがございますけども、公会計の場合はそれも多分なくなる、これに近いものになっていくなと思うんですけども、そういった仕組みだというふうにご理解いただきたいと思います。

○大崎教育長職務代理者 分かりました。

○土井原教育長 ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ずっとご意見等ありがとうございます。

特にあと質疑がないというふうにとらせていただきまして、質疑、討論を終わりたいと思います。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第11号を採決します。

可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。本案は原案のとおり可決とさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、(2)のその他の案件に移りますが、何かございますか、委員の方。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 全然この給食費と関係ないんですけど、永瀬清子の偉人マンガの座談会というのはいつ開かれるのかという、傍聴できたらするんですけど。

○有馬教育次長 教育長。

○土井原教育長 有馬次長、どうぞ。

○有馬教育次長 ぶっちゃけ今日、午後。

○山本委員 今日の午後。

○有馬教育次長 第1回目の会合がありまして、教育長のほうがその会へ出席なされております。私は入れてないんで状況報告はできないんですけども、今日第1回目があったということだけお伝えさせていただきます。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○山本委員 議事録とか公開されたりするんでしょうか。

○土井原教育長 私が回答します。

特にそのようなことは聞いておりません。会自体公開するしないも決まっていなくて。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

○土井原教育長 休憩前に引き続きまして戻りたいと思います。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 特にないようでございますので、会を閉じたいと思います。

以上をもちまして本会に付議されたすべての案件は終了となりましたので、これをもって令和4年度第1回赤磐市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

遅い時間に誠にありがとうございました。